

一般病床における病床整備計画

施設名	愛知県心身障害者コロニー中央病院
開設者	愛知県
所在地	春日井市神屋町713-8
診療科	内科・外科・小児外科・整形外科・脳神経外科・精神科・神経科・小児科・皮膚泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・歯科
整備内容	<p>一般病床 180床増床※ (うち重心病床180床)</p> <p>許可病床数: 増床前 一般病床150床 ⇒ 増床後 330床</p> <p style="text-align: right;">精神病床 25床 ⇒ 25床</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: right;">合計 175床 ⇒ 355床※</p> <p>※ ①こばと学園の精神病床(重心病床)180床を一般病床に転換し、中央病院と一体化するもの。 ②増床数180床は、重症心身障害児施設としての病床であるため、医療計画上、病床数の補正がなされ、増床申請に係る病床数は0床となる。また、許可後においても、本来の利用者が入院している範囲において既存病床数には算定されないため、医療計画上の既存病床数は従来どおり175床(一般150床、精神25床)のままである。(医療法施行規則第30条の33)</p>

(参考)

医療法施行規則第30条の33

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。

一 …、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院…の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数

平成22年9月30日現在の既存病床数等

基準病床数及び既存病床数				
病床種別	区域	基準病床数 (H18.3.31公示) A	既存病床数 (H22.9.30現在) B	差引数 C=A-B
一般病床及 び療養病床	名古屋医療圏	15,195	20,382 (20,420)	△ 5,187 (△ 5,225)
	海部医療圏	1,650	1,949	△ 299
	尾張中部医療圏	805	720 (739)	85 (66)
	尾張東部医療圏	3,440	4,676 (4,693)	△ 1,236 (△ 1,253)
	尾張西部医療圏	3,129	3,018	111
	尾張北部医療圏	4,410	4,419	△ 9
	知多半島医療圏	3,102	3,168	△ 66
	西三河北部医療圏	2,556	2,358	198
	西三河南部医療圏	6,420	6,432	△ 12
	東三河北部医療圏	579	555	24
	東三河南部医療圏	5,696	6,164	△ 468
		計	46,982	53,841 (53,915)
精神病床	全 県 域	13,160	13,024 (13,135)	136 (25)
結核病床	全 県 域	280	275	5
感染症病床	全 県 域	70	64	6

備考 各欄に()で揚げた数は、承認済の病床整備計画を反映した場合の病床数である。

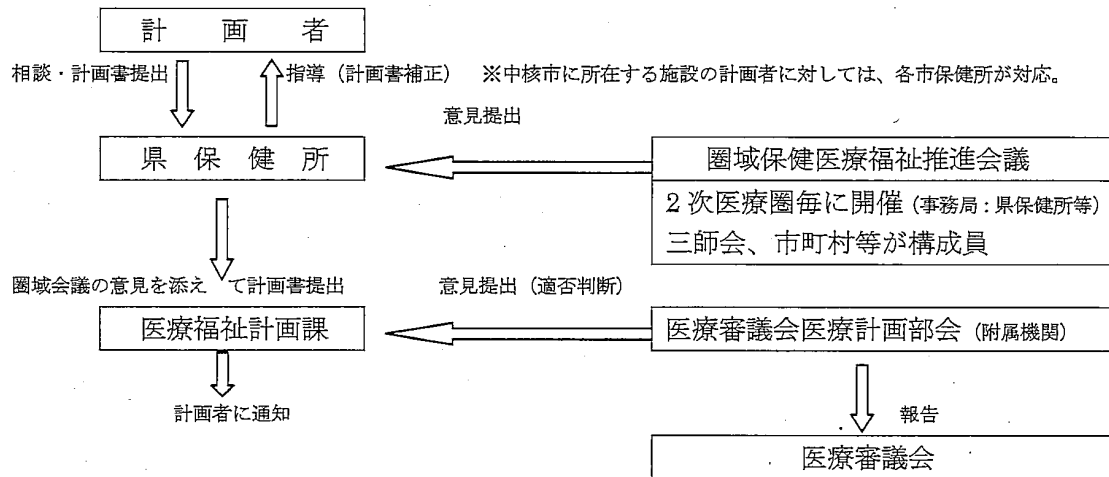
<病床整備計画の手続について>

○病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

○本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという事前協議制を採用しております。

○事前協議の手続は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」により規定されております。

○事前協議の流れは以下のとおりです。



○病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

- ・一般病床
以下の病床以外のもの
- ・療養病床
以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの
- ・精神病床
精神疾患を有する者を入院させるためのもの
- ・感染症病床
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの
- ・結核病床
結核の患者を入院させるためのもの